明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（六五）　七
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（六六）　七
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（六七）　七
○行政不服審査法（六八）　五
○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（六九）　五
○行政手続法の一部を改正する法律（七〇）　三
○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（七一）　三

〔政　令〕
○総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令（二一〇）　三
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（二一一）　三
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二一二）　三
○子ども・子育て支援法施行令（二一三）　四

〔条　約〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（八）　一四

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務五三）　一五

〔告　示〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の効力発生に関する件（外務一九二）　一五
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定に関する書簡の交換及び合意された議事録の署名に関する件（同一九三）　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第六五号）（防衛省）

一　防衛省設置法の一部改正関係

1　自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

2　内部部局に所属する自衛官の定数を定めるとともに、内部部局の職員に自衛官を加えることとした。（第六条、第一〇条、第一一条及び第二二条関係）

3　防衛審議官を新設し、その職務について定めることとした。（第七条の二関係）

4　防衛会議の委員に防衛審議官を加えることとした。（第一九条の二関係）

二　自衛隊法の一部改正関係

1　防衛審議官の新設に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

2　航空自衛隊の航空総隊の編成に航空戦術教導団を加えることとした。（第二〇条関係）

3　航空自衛隊の学校のうち一部のものにおいてのみ部隊の運用等に関する調査研究を行うこととした。（第二五条関係）

4　防衛審議官を幹部隊員とすることとした。（第三〇条の二関係）

5　即応予備自衛官の員数を改めることとした。（第七五条の二関係）

6　航空自衛隊航空開発実験集団司令部の所在地を東京都とすることとした。（別表第三関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

1　防衛審議官の新設に伴い、その俸給について定めることとした。（第四条関係）

2　早期退職募集制度に対応するため、若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備を行うこととした。（第二七条の二及び第二八条の二関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一〇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇独立行政法人通則法の一部を改正する法律（法律第六六号）（内閣官房）

1　通則

㈠　定義

(1)　「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　「中期目標管理法人」とは、中期的な視点に立って執行することが求められるものを国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいうこととした。（第二条第二項関係）

(3)　「国立研究開発法人」とは、科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）を主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいうこととした。（第二条第三項関係）

(4)　「行政執行法人」とは、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいうこととした。（第二条第四項関係）